

虐待かな?と思ったら

高齢者虐待は当事者に自覚がなかったり、家族が他人に相談できず周囲には見えにくいものです。虐待の早期発見は、虐待をされている高齢者や虐待をしてしまう人にとっても必要なことです。迷ったときは、市や地域包括支援センターへ通報・相談してください。

※「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、通報者の秘密は守られます。



通報のあとどうなるか

※同上の法律に基づき、高齢者や高齢者の養護者を支援します。

- 1 虐待の通報や相談を受けて、市や地域包括支援センターがお話を聞かせていただきます。
- 2 関係機関と情報交換や事実確認(家庭訪問など)を行います。緊急性が高い場合は高齢者を保護することもあります。
- 3 相談支援や介護サービスの調整等、高齢者とその家族を支援します。



センター名	住 所	連 絡 先	担 当 小学校区
柴原 地域包括支援センター	刀根山元町 5-60	TEL 06-6850-3451 FAX 06-6840-5310	刀根山・大池・桜井谷 桜井谷東
柴原地域包括支援センター 螢池分室	螢池中町 3-9-22	TEL 06-6836-9764 FAX 06-6836-9766	螢池・箕輪
千里 地域包括支援センター	新千里北町 1-18-2	TEL 06-6155-1030 FAX 06-6835-7375	北丘・東丘・西丘
千里地域包括支援センター 南丘分室	新千里南町 2-7-8	TEL 06-6833-5565 FAX 06-6833-5575	南丘・新田・新田南 東泉丘
少路 地域包括支援センター	上野坂 2-21-1	TEL 06-6854-7878 FAX 06-6854-7884	上野・東豊台 東豊中
少路地域包括支援センター 北緑丘分室	北緑丘 2-1-22-102	TEL 06-6854-7808 FAX 06-6854-7883	北緑丘・野畠・少路
中央 地域包括支援センター	中桜塚 2-28-8	TEL 06-6841-9384 FAX 06-6858-3054	桜塚・克明・南桜塚
中央地域包括支援センター 熊野田分室	中桜塚 5-6-1	TEL 06-4865-5160 FAX 06-4865-5170	熊野田・泉丘
服部 地域包括支援センター	服部本町 5-2-8	TEL 06-6865-1278 FAX 06-6865-1279	豊島・豊島北 中豊島
服部地域包括支援センター 原田分室	原田元町 3-13-1	TEL 06-6849-2278 FAX 06-6849-2279	原田・豊島西
緑地 地域包括支援センター	寺内 1-1-10	TEL 06-6867-0577 FAX 06-6867-0588	寺内・緑地・北条
緑地地域包括支援センター 高川分室	豊南町東 1-1-2	TEL 06-7650-8513 FAX 06-7659-4436	小曾根・高川・豊南
庄内 地域包括支援センター	二葉町 2-4-5	TEL 06-6335-0787 FAX 06-6335-0789	庄内西・庄内南 千成
庄内地域包括支援センター 幸町分室	庄内幸町 3-3-26	TEL 06-6336-0222 FAX 06-6336-0234	庄内さくら学園 (旧)野田・島田・庄内

知ってほしい、 高齢者虐待

守りたいみんなの笑顔



超高齢化社会の日本では、高齢者の虐待が問題になっています。在宅での食事や排せつなどの介助は家族だけで続けようすると、一人で抱え込みやすく、特に認知症のある場合は虐待が起こりやすくなります。

虐待のおそれがあるときは、通報や相談などにより専門家につなげることで事態の深刻化を防ぐことができます。高齢者虐待を防ぐためにも、虐待が起きやすい背景と予防策を知っておきましょう。

こういった行為は虐待にあたります

身体的なこと

- 叩く・蹴る・つねる等の暴力
- ベッドに縛る
- 無理に食べさせる
- 何度も同じ失敗をするので叩いたり、つねったりする
- 夜間に勝手に家から出るためベッドに縛る
- 食べるのが遅かったり、必要な栄養を摂らないといけないのに拒否するため無理やり食べさせる

性的なこと

- 本人の嫌がる性的行為
- 失禁の罰として下半身を裸で放置する

経済的なこと

- 本人の不動産や預貯金を勝手に処分・利用する
- 日常生活やサービス利用のお金を使わせない
- 日常の金銭管理を行っているため、自宅を売却する手続きをおこなう
- 詐欺予防などのため、一切金銭を渡さず介護をおこなう

※その他にも、加齢や疾病により生活に必要なことを適切に管理できなくなる人や、自ら周囲との関わりを絶ち、社会から孤立する人もいます。(セルフネグレクト)



心理的なこと

- 怒鳴る・罵る等の暴言
- 悪口を言う
- 無視するなど心理的苦痛を与える
- 何度も言つてもいうことを聞かず、イライラするため怒鳴る
- 高齢者ができないことをさげすむ
- 何度も同じことを繰り返し言つため、相手にせず無視をする

介護・世話のこと

- 食事を十分に与えない
- 入浴をさせない
- おむつを交換しない
- 介護をせずほったらかしにしている
- 必要な医療・介護サービスを受けさせない
- 高齢であり、食事や水分は少量でいいと思い制限している
- 外出しないため汗をかかないと思い入浴させない
- おむつ代の工面が大変なため交換を最小限にしている
- 度重なる介護により疲弊し介護をしなくなつた
- 他者に何を話すかわからないから医療・介護サービスの利用を制限する

なぜ虐待はおきるの?

虐待はさまざま原因で発生します

特に24時間365日休みなく介護が続く家族は、身体的・精神的・経済的にも負担が大きく、つい「なんで私だけが……」と思いつがちです。特に認知症への対応や適切な介護の仕方がわからず、つい無意識に普段は考えられない行動を生むことがあります。「虐待をする人が悪い人だから」起るのではありません。虐待を受ける人だけでなく、虐待してしまった人の気持ちを考えることも大切です。



虐待が起こらないようにするために —— 負担を軽くする方法を探す

さまざまな制度や支援を利用するため地域包括支援センター等に相談しましょう

●介護サービスを利用する

介護や家事支援をするホームヘルプサービスや、施設で食事や入浴のサービスを受けるデイサービスなど、さまざまなサービスがあります。



●成年後見制度を利用する

認知症などにより判断能力が十分でない人の預貯金の管理や、日常生活上のさまざまな契約などを、本人に代わって支援する制度です。

●認知症について理解する

認知症は脳の病気により、少し前のことが覚えられないなどの認知機能の低下で日常生活に支障をきたした状態です。認知症についての知識が少ないと戸惑うことがあります。接し方の工夫などを知ることが大切です。市内のオレンジカフェ(認知症カフェ)や認知症センター養成講座などに参加すれば、認知症について知ることができます。

虐待が起りにくく地域づくりのために

高齢になっても誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるように虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりをしましょう。認知症の方のひとり歩きなども、地域の助けがあれば家族の心身の負担も軽減されます。

みんなでこんなことに気を付けてみましょう

●見守り



●元気づけ



●あいさつを交わす



周囲の人が虐待に気づけることも…

- 体に小さな傷やあざのようなものが頻繁にみられる
- 「家にいたくない」などの訴えがある
- 不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える
- お金があるのに生活費やサービスの利用料の支払ができない
- 自由に使えるお金がないと訴える
- 寝具や衣類が汚れたままになっている
- 栄養失調の状態にある
- ものごとや自分の周囲に関して極度に無関心になる



※厚生労働省 高齢者虐待防止マニュアルより抜粋